平成28年度大阪府農業振興地域整備審議会　議事概要

日時：平成２９年３月２９日（水）午前１０時から

場所：大阪赤十字会館４階４０１会議室

第１号議案　大阪府農業振興地域の変更

（事務局説明）

〇大阪府では、現在２１市町村において約32,000haの農業振興地域を指定している

○指定要件は農振法等に定められている

○まず第１に、農用地等として利用すべき相当規模（約50ha以上）の土地があることとあり、農地だけでなく、農村集落や農業関連施設なども含む広い範囲での指定となる

○第２に農業経営の近代化が図られる見込みが確実であることとあり、これは将来に向けての持続的かつ安定的な農業経営が見込まれるということを指している

○第３に土地の農業上の利用の高度化を図ることが相当と認められることとあり、事業導入等の可能性も含め、高度な土地利用による生産性の向上を目指すことが可能であるという意味となっている

○法律では、以上の３点に合致する地域については、積極的に農業振興地域を指定すべきとあり、指定することにより、将来に向け、優良農地の確保を図るとともに、地域農業の振興を目指すもの

○今回、四條畷市において、新たに農業振興地域の指定を行うものであり、対象地域は、市の東端の奈良県との境界に接している下田原地区で、総面積は６８ヘクタール、その中には農地２３ヘクタールの他、農村集落や農道などが含まれている

○地域全体が標高100m以上の区域にあり、府内では比較的冷涼な地域となっている

○地域の北側は傾斜地であるが、南側はほぼ平坦地であり、地区の中央部を国号１６３号線が通っている

○下田原地区では、生駒山系からの清流を用水源とした減農薬による水稲栽培が行われており、「エコ河内田原米」として、大阪エコ農産物の登録とブランド化による付加価値化を図っている

○また、一部では花卉栽培も行われており、都市近郊の立地を活かした高度な農地利用がなされている

○近年、国道１６３号線のバイパス整備が進み、大阪中心部からのアクセスが向上したこともあり、地元農業者から、ほ場整備や農道整備などの事業導入による、より一層高度な農業経営を実現したいという声が高まってきたところであり、農業振興地域の指定を進めていきたい

○今後、関係機関との協議や指定に向けた手続を進めていき、来年度のできるだけ早い時期に指定を完了したいと考えており、また、市においては、農用地区域の指定も含め、農業振興地域整備計画の策定を進めてもらう予定となっている

○ほ場整備などの事業着手については、具体的には決まっていないが、早期の効果発現のため、平成３１年度着手を目標にしたいと考えている

（質疑応答）

〇新たな農業振興地域の指定は何年振りか

→平成８年に八尾市で指定しており、それ以来の新規指定となる

〇農業振興地域の指定にあたり、公告縦覧などの手続きは不要か

→行政の発意のみにより指定することができるため、公告縦覧は不要。なお、農用地区域の指定については、市町村の行政計画である農業振興地域整備計画で定めるもので、３０日間の公告縦覧及び15日間の異議申出期間を設ける必要がある

〇都市計画審議会など市の内部での意思決定がされたうえで、本審議会に諮っているのか

→本日は府の発意として農業振興地域を指定するにあたり、ご意見を求めるものであり、今後、市の内部も含め諸手続きを進めていくことになる

（審議結果）

原案どおり承認とする

報告事項（資料に基づき報告）

　「大阪農業・農空間のあり方検討部会」での検討結果